

IFRSと 新しい日本の会計基準と 経営への影響の関係



SuperStream Users Group
第2回会計勉強会
2010.1.20

公認会計士
中田 清穂

IFRSが日本に与えた影響

2000年5月
推奨

証券監督者国際機構(IOSCO) 大蔵省証券局も加入

支持・共同作業

1998年
コアスタンダード
完成

国際会計基準委員会(IASC)

1973年創設
豪、加、仏、独、日、
メキシコ、蘭、英、米
の会計士団体

設定

国際会計基準(IAS)

当初の目的: 国際的に会計のレベルアップを

どこの国で作成しても、同じ会計基準が適用
されていれば、誰が見ても比較が可能

IFRSが日本に与えた影響

2000年5月
推奨

証券監督者国際機構(IOSCO) 大蔵省証券局も加入

支持・共同作業

1998年
コアスタンダード
完成

国際会計基準委員会(IASC)

1973年創設
豪、加、仏、独、日、
メキシコ、蘭、英、米
の会計士団体

設定

国際会計基準(IAS)

2000年6月
EU

EU域内のすべての上場企業の
連結財務諸表に強制適用を発表
(2005年から)

IFRSが日本に与えた影響

2000年5月
推奨

証券監督者国際機構(IOSCO) 大蔵省証券局も加入

支持・共同作業

1998年
コアスタンダード
完成

国際会計基準審議会(IASB)

2001年4月
大幅改組で新組織

設定

国際財務報告基準(IFRS)

2000年6月
EU

EU域内のすべての上場企業の
連結財務諸表に強制適用を発表
(2005年から)

IFRSが日本に与えた影響

EU市場で
資金調達する
日本企業
については、
IFRSを
適用させなくて
よいのか？

証券監督者国際機構(IOSCO)

支持・共同作

国際会計基準審議会(IASB)

設定

国際財務報告基準(IFRS)

日本の
会計基準を
IFRSと
同等レベル
にすることで
対応

2009年問題

2000年6月

EU

EU域内のすべての上場企業の
連結財務諸表に強制適用を発表
(2005年から)

IFRSが日本に与えた影響

国際財務報告基準 (IFRS)

ギヤ
ミ
プ

日本の会計制度

IFRSが日本に与えた影響

ギヤ
プ

国際財務報告基準 (IFRS)

日本の会計制度

日本の会計制度

日本の会計制度

日本の会計制度

日本の会計制度

日本の会計制度

日本の会計制度

マネジメント
アプローチ導入も
コンバージェンスの
一環だった

資産除去債務

セグメント会計

在外子会社との会計基準の統一

棚卸資産の評価方法

持分プーリング法の廃止

工事進行基準への統一

新セグメント開示制度の要点

マネジメントアプローチが採用された

事業セグメントの
識別

従来開示していたセグメントの単位
を根本的に見直す必要がありうる

開示項目

必要最低限なのは
「利益」と「資産」だけだが・・・

測定方法

連結BSや連結PLと
整合性がなくなる？

事業セグメントの識別

事業セグメントの識別

6. 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件のすべてに該当するものをいう。

企業の最高経営意思決定機関が、

取締役会や経営戦略会議など

当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、

ヒト、モノ、カネを
どのビジネスにつき込むか？

その業績を評価するために、

どのビジネスが儲かっているか？

その経営成績を定期的に検討するもの

月次、四半期ごとなど

なにも難しい話ではなく、いつも皆さんの会社で
役員会などで把握している業績管理の単位です

事業セグメントの識別

6. 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件のすべてに該当するものをいう。

企業の最高経営責任者

取締役会議など

つまり、

常日頃から役員が把握している単位で
会計制度上、外部に公表しろということ！

カンパニー、事業本部、SBUなど。

「事業の種類別セグメント」とは違う！

役員会議

単位です

事業セグメントの識別

6. 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件のすべてを満たすものをいう。

要注意！

これまで単一セグメントとしていたケースでも、実は経営上、製品カテゴリー別、地域別、子会社別に資源配分や業績を把握していた場合には、その単位を「事業セグメント」にする必要がある。

経営上、どの単位で意思決定を行っているかについては会計監査人の監査が入る可能性が非常に高い

報告セグメントの決定

6～9項 事業セグメント

前ページまでのまとめ

- 「事業の種類別セグメント」とは異なる概念
- 役員会資料などで使用されている「切り口」の最小単位
- 複数の「切り口」がある場合、
経営上もっとも重要な「切り口」を一つに絞る

報告セグメントの決定

6～9項 事業セグメント

11項 集約可否の判定

複数の事業セグメントが次の要件のすべてを満たす場合、企業は当該事業セグメントを1つの事業セグメントに集約することができる

- (1) 当該事業セグメントを集約することが、セグメント情報を開示する基本原則（第4項参照）と整合していること
- (2) 当該事業セグメントの経済的特徴が概ね類似していること
- (3) 当該事業セグメントの次のすべての要素が概ね類似していること

報告セグメントの決定

第4項. 「基本原則」

セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。

業セグメント
件のすべてを
合、企業は当
セグメントを1
セグメントに

いずれも
「原則的」な表現。
「抽象的」であり、
「具体性」がない

- (1) 当該事業セグメントを集約すること
開示する **基本原則（第4項参照）** と整合し
- (2) 当該事業セグメントの **経済的特徴が概ね類似** していること
- (3) 当該事業セグメントの次のすべての要素が概ね類似していること

報告セグメントの決定

第4項. 「基本原則」

セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。

業セグメント
件のすべてを
合、企業は当
グメントを1
セグメントに

いずれも
「原則的」な表現。
「抽象的」であり、
「具体性」がない

- (1) 当該事業セグメントを集約すること
開示する **基本原則（第4項参照）**と整合し
- (2) 当該事業セグメントの **経済的特徴が概ね類似**していること
- (3) 当該事業セグメントの **次のすべての要素が概ね類似**していること

報告セグメントの決定

6～9項 事業セグメント

11項 集約可否の判定

製品及びサービスの内容

製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法

製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類

製品及びサービスの販売方法

銀行、保険、公益事業等のような業種に特有の規制環境

- (2) 当該事業セグメントの経済的特徴が概ね類似していること
- (3) 当該事業セグメントの次のすべての要素が概ね類似していること

報告セグメントの決定

6～9項 事業セグメント

11項 集約可否の判定

役員会資料等の切り口
(事業セグメント)が、
～ がすべて同じなら
足せるということ！

製品及びサービスの内容

製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法

製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類

製品及びサービスの販売方法

銀行、保険、公益事業等のような業種に特有の規制環境

(2) 経済的特徴が概ね類似していること

～ がすべて同じ支社や子会社は足せるが・・・

次のすべての要素が概ね類似してい

セグメントの決定

集約できた事業セグは
集約後で判定、
集約できなかった
事業セグはそのまま判定

集約可否の判定

企業は、次の量的基準の
いずれかを満たす
事業セグメントを
報告セグメントとして開
示しなければならない。

12項 結合前での報告セグ判定

- (1) 売上高が全事業セグメントの売上高の合計額の10%以上
- (2) 利益又は損失の絶対値が、
利益の生じている全事業セグメントの利益の合計額、
又は
損失の生じている全事業セグメントの損失の合計額
の絶対値のいずれか大きい額の10%以上
- (3) 資産が、全事業セグメントの資産の合計額の10%以上

セグメントの決定

企業は、次の量的基準のいずれかを満たす事業セグメントを報告セグメントとして開示しなければならない。

外部に
露出!!

締結できた事業セグメントは
締結後で判定、
締結できなかった
事業セグメントはそのまま判定

事業セグメントの
集約可否の判定

12項 結合前での報告セグ判定

報告セグメント

- (1) 売上高が全事業セグメントの売上高の合計額の10%以上
- (2) 利益又は損失の絶対値が、
利益の生じている全事業セグメントの利益の合計額、
又は
損失の生じている全事業セグメントの損失の合計額
の絶対値のいずれか大きい額の10%以上
- (3) 資産が、全事業セグメントの資産の合計額の10%以上

セグメントの決定

外部に
露出!!

つまり、
「売上」「損益」「資産」のうち、
いずれかが全体の10%を超えていたら
その事業セグメントはそのまま外部に露出する！

支社・支店や子会社の情報が
そのまま外部にさらされる？

(3) 資産が10%以上

報告セグメントの決定

6～9項 事業セグメント

11項 集約可否の判定

12項 結合前での報告セグ判定

13項 結合可否の判定

報告セグメント

「売上」「損益」「資産」のうち、いずれも全体の10%を超えていない複数の事業セグメント

経済的特徴が概ね類似し、かつ第11項(3)の要素の過半数(5つのうち3つ)について概ね類似している場合には、結合して報告セグメントにできる

報告セグメントの決定

ただ、
1 3項で結合する前に
1 2項を満たすと
足せない。
そのまま露出

製品及びサービスの
内容
製造過程、サービスの提供方法
販売する市場又は顧客の種類
販売方法
特有の規制環境

3つ類似していれば
足せる！

報告セグメント

12項 結合前での報告セグ判定

13項 結合可否の判定

経済的特徴が概ね類似し、かつ
第11項(3)の要素の過半数(5つのうち3つ)について
概ね類似している場合には、
結合して報告セグメントにできる

報告セグメントの決定

6～9項 事業セグメント

11項 集約可否の判定

12項 結合前での報告セグ

13項 結合可否の判定

14項 カバー率（75%）の判定

報告セグメント

13項までで決定した報告セグメントの外部顧客への売上高合計額が連結損益計算書の売上高の75%未満である場合には、75%以上になるまで、事業セグメントを報告セグメントとして、追加する必要がある。

報告セグメントの決定

6~67

ここで追加される事業セグ'には、
以下のものが考えられる

- 最小単位の事セグ'
(集約もできず、
12項の要件をみたさなかったもの)
- 集約後の事セグ'
(12項の要件をみたさなかったもの)
- 結合後の事セグ'
(12項の要件をみたさなかったもの)

セグメント

項が

が

報告セグメントの決定

6～9項 事業セグメント

11項 集約可否の判定

12項 結合前での報告セグ判定

13項 結合可否の判定

14項 カバー率（75%）の判定

「その他」

報告セグメント

14項でいくつかの事セグを報告セグとして追加して75%以上までカバーできたら残りはすべて足して「その他」で一つにする

「その他」は報告セグメントではない！

報告セグメントに含まれない事業セグメント及び
その他の収益を稼得する事業活動

開示項目

開示項目

17. 企業は、セグメント情報として、次の事項を開示しなければならない。

(1) 報告セグメントの概要

事業セグメントの識別方法や集約

(2) 報告セグメントの利益（又は損失）、資産、負債及びその他の重要な項目の額並びにその測定方法に関する事項

事業セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で、最高経営意思決定機関に報告される金額で開示

(3) 第19項から第22項の定めにより開示する項目の合計額とこれに対応する財務諸表計上額との間の差異調整に関する事項

セグメント情報の合計と連結財務諸表の金額に不一致がある場合、その差額を開示

差額が重要な場合には、その内容も開示

次頁

開示項目

利益（又は損失）、資産及び負債等の額（第19項から第22項）

19 開示しなければならない項目

- ① 利益（又は損失）
- ② 資産

20 最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示しなければならない項目

負債

21 報告セグメントの利益（又は損失）及び資産の額の算定に含まれている場合、あるいは事業セグメント別の情報が別の方法で最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示が求められる項目

利益（又は損失）に関連する項目

- ① 外部顧客への売上高（役務収益を含む。以下同じ。）
- ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- ③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
- ④ のれんの償却額及び負ののれんの償却額
- ⑤ 受取利息及び支払利息
- ⑥ 持分法投資利益（又は損失）
- ⑦ 特別利益及び特別損失
- ⑧ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
- ⑨ ①から⑧に含まれていない重要な非資金損益項目

資産に関連する項目

- ① 持分法適用会社への投資額（当年度末残高）
- ② 有形固定資産及び無形固定資産の増加額（当年度の投資額）

開示項目

利益（又は損失）、資産及び負債等の額（第19項から第22項）

19 開示しなければならない項目

① 利益（又は損失）

② 資産

企業が事業セグメントに資産を配分していない場合には、その旨を開示しなければならない。

従来は、営業利益をセグメント別に関示していた

損益計算書の営業利益、**経常利益**、**税金等調整前当期純利益**、**又は当期純利益**のうち、いずれか適当と判断される科目（第26項）

開示項目

利益（又は損失）、資産及び負債等の額（第19項から第22項）

20 最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示しなければならない項目

負債

従来は、全く開示する必要はなかった

セグメント別の負債情報については、月次や四半期など、定期的にマネジメントに報告していなければ、開示の必要はない。

しかし、報告している場合には、開示が必要になる

開示項目

利益（又は損失）、資産及び負債等の額（第19項から第22項）

利益（又は損失）に関連する項目

- ① 外部顧客への売上高（役務収益を含む。以下同じ。）
- ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- ③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
- ④ のれんの償却額及び負ののれんの償却額
- ⑤ 受取利息及び支払利息
- ⑥ 持分法投資利益（又は損失）
- ⑦ 特別利益及び特別損失
- ⑧ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
- ⑨ ①から⑧に含まれていない重要な非資金損益項目

開示項目

利益（又は損失）、資産及び負債等の額（第19項）

従来も
開示対象

利益（又は損失）に関連する項目

- ① 外部顧客への売上高（役務収益を含む。以下同じ。）
- ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- ③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
- ④ のれんの償却額及びひ負ののれんの償却額
- ⑤ 受取利息及び支払利息
- ⑥ 持分法投資利益（又は損失）
- ⑦ 特別利益及び特別損失
- ⑧ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
- ⑨ ①から⑧に含まれていない重要な非資金損益項目

新規

特に の「非資金損益項目」には要注意

開示項目

利益（又は損失）、資産及び負債等の額（第19項）

従来も
開示対象

利益（又は損失）

第4項.「基本原則」

セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。

測定方法

測定方法

利益（又は損失）、資産及び負債等の額は、あくまでもマネジメントへの報告ベースで

財務諸表の作成にあたって行った修正や相殺消去、又は特定の収益、費用、資産又は負債の配分は、最高経営意思決定機関が使用する事業セグメントの利益（又は損失）、資産又は負債の算定に含まれている場合のみ、報告セグメントの各項目の額に含めることができる。

要するに、

マネジメントに報告しているセグメント情報を作成する際に

連結消去仕訳をセグメント別に集計したり、

損益や資産を按分したりしていれば、開示する際にも、

セグメント別の金額に含めてよいが、

そうでなければ、

連結消去仕訳や按分していない損益などは、含めてはいけない

測定方法

利益（又は損失）、資産及び負債等の額は、あくまでもマネジメントへの報告ベースで

当然、連結財務諸表とセグメント開示情報には、整合性がなくなる

従来は、セグメント情報の合計に、セグメント間消去金額を加味すると、連結財務諸表の金額と一致していたが、これが、必ずしも一致しないことになった。

25. 企業は、次の項目について、その差異調整に関する事項を開示しなければならない。

測定方法

25. 企業は、次の項目について、その差異調整に関する事項を開示しなければならない。

- (1) 報告セグメントの売上高の合計額と損益計算書の売上高計上額
- (2) 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と損益計算書の利益（又は損失）計上額
- (3) 報告セグメントの資産の合計額と貸借対照表の資産計上額
- (4) 報告セグメントの負債の合計額と貸借対照表の負債計上額
- (5) その他の開示される各項目について、報告セグメントの合計額とその対応する科目の財務諸表計上額

開示例 2

3. 報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債等に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 ^注	合計
	日本	米国	欧州	中国	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,200	2,000	1,200	1,100	9,500	300	9,800
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,400	-	-	400	1,800	-	1,800
計	6,600	2,000	1,200	1,500	11,300	300	11,600
セグメント利益	600	70	10	100	780	30	810
セグメント資産	6,600	1,100	900	800	9,400	200	9,600

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額の差異の調整

(単位：百万円)

	金額
売上高	
報告セグメント計	11,300
その他の売上高	300
セグメント間取引消去	△1,800
連結財務諸表の売上高	9,800

利益	金額
報告セグメント計	780
その他の利益	30
セグメント間取引消去	△15
退職給付費用の調整額	△90
その他の調整額	55
連結財務諸表の税金等調整前当期純利益	760

開示例 2

3. 報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債等に関する情報

	報告セグメント		
	日本	米国	欧州
売上高	9,100	9,500	300
営業利益	400	1,800	-
経常利益	500	11,300	300
利益	100	780	30
その他	800	9,400	200

管理会計上の
役員会資料などの金額

制度会計上の連結財務諸表と
管理会計上の役員会資料など
との間で整合性がとれない金額

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額の差

(単位：百万円)

	金額
売上高	11,300
報告セグメント計	300
	800

制度会計上の
連結財務諸表の金額

差	金額
報告セグメント計	780
その他	30
セグメント間取引消去	△15
退職給付費用の調整額	△90
その他の調整額	55
連結財務諸表の税金等調整前当期純利益	760

開示例 2

3. 報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債等に関する情報

報告セグメント	報告セグメント			金額
	日本	米国	欧州	
売上高				
営業利益	400	9,500	300	
営業損失	100			
営業利益	300	9,400	200	9,600

制度会計上の連結財務諸表と
管理会計上の役員会資料など
との間で整合性がとれない金額

作成部署は
同じ？

システムは
同じ？

スケジュール
は大丈夫？

今から確認し、
きちんと対応しておかないと
決算開示資料が適切に作成できない
特に「差異調整表」ができない！

調整額	△15
用の調整額	△90
調整額	55
財務諸表の税金等調整前当期純利益	760

関連情報の開示

29. 企業は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、次の事項をセグメント情報の関連情報として開示しなければならない。当該関連情報に開示される金額は、当該企業が財務諸表を作成するために採用した会計処理に基づく数値によるものとする。

- (1) 製品及びサービスに関する情報
- (2) 地域に関する情報
- (3) 主要な顧客に関する情報

開示困難の場合
理由を開示

なお、報告すべきセグメントが1つしかなく、セグメント情報を開示しない企業であっても、当該関連情報を開示しなければならない。

まとめ

マネジメントアプローチ

セグメント情報として、
経営者が経営のために利用している情報を利用することを幹にしている

セグメント情報として、
開示された情報が貧弱であるということは

経営者が、貧弱な情報で経営を行っている
ということ

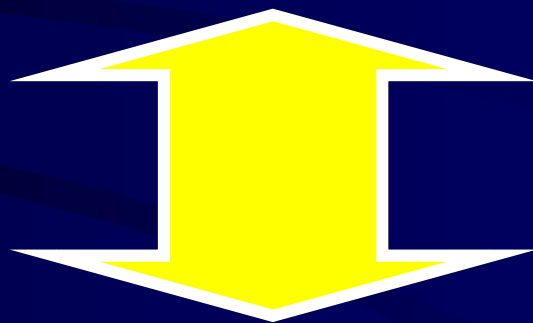
連結経営のあり方の検討と対応が必要

新セグメント会計基準とIFRS

IFRSsと日本基準の本質的違い

期間損益は
どうでも良い

国際会計基準は「資産・負債中心」



日本基準は「損益中心」

「期間損益」をいかに適切に測定するかが
会計のミッションとも言えた

IFRSsと日本基準の本質的違い

IFRSは「資産・負債アプローチ」だが

IFRSの「資産」「負債」と
日本基準の「資産」「負債」では
同じ言葉なのに、意味が違う

日本基準の「資産」は「過去の支出」
IFRSの「資産」は「将来の収入」

全く同じ言葉を全く違う意味で使う

IFRSsと日本基準の本質的違い

Mary Barth氏（IASBメンバー）

～会計・監査ジャーナル7月号より～

- 「まずは、**収益費用対応原則がない**ということです。概念フレームワークを読むと、そこには見つかりません」
- 「資本は資産と負債の差異です」 **資産負債の手続きが先！**
- 「収益と費用は時間が経過して資産と負債が変動した場合に、その変動から発生します。」 **資産負債の手続きが先！**
- 「比較可能性は同一性ではない。異質なものに同じ会計処理を適用することは、かえって比較可能性を失う」

IFRSsと日本基準の本質的違い

企業経営は、
企業によって異なる
(異質なもの)

もともと異なる経営情報を
同じルールで作ることは
かえって
比較可能性を損なう

- 「まずは、費用対原則が概念フレームワークを讀むと、そこには見つかりません」
- 「資本は資産と負債の差異です」
- 「収益と費用は時間が経過して資産と負債が変動した場合に、その変動から発生します。」
- 「比較可能性は同一性ではない。異質なものに同じ会計処理を適用することは、かえって比較可能性を失う」

IFRSsと日本基準の本質的違い

企業経営は、
企業によって異なる
(異質なもの)

もともと異なる経営情報を
同じルールで作ることは
かえって
比較可能性を損なう

この場合の「比較可能性」は、

「企業間比較」ではなく「期間比較」

- 「まずは」
- 「比較可能性は同一性ではない。異質なものに同じ会計処理を適用することは、かえって比較可能性を失う」

新セグメント会計基準とIFRS

マネジメント・アプローチの

長所 (47)

- (1) 財務諸表利用者が経営者の視点で企業を見ることにより、**経営者の行動を予測**し、その予測を企業の将来キャッシュ・フローの評価に反映することが可能になる。
- (2) 当該セグメント情報の基礎となる財務情報は、経営者が利用するために既に作成されており、企業が必要とする追加的費用が比較的少ない。
- (3) 実際の企業の組織構造に基づく区分を行うため、その区分に際して恣意性が入りにくい。

短所 (48)

- (1) 企業の組織構造に基づく情報であるため、**企業間の比較を困難**にし、また、同一企業の年度間の比較が困難になる
- (2) 内部的に利用されている財務情報を基礎とした情報の開示を要求することは、企業の事業活動の障害となる可能性がある

新セグメント会計基準とIFRS

マネジメント・アプローチの

長所
(47)

(1) 財務諸表利用者が経営者の視点で企業を見ることにより、経営者の行動を予測し、その予測を企業の**将来キャッシュ・フローの評価**に反映することが可能になる。

(2) 当該セグメント情報から得られる財務情報は、経営者が利用する追加的

第4項.「基本原則」

セグメント情報等の開示は、
財務諸表利用者が、
企業の過去の業績を理解し、

将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価
できるように、企業が行う様々な事業活動の内
容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報
を提供するものでなければならない。

短所
(48)

(2) 内部... 情報の開示を
要求することは、企業の事業活動の障害となる可能性がある

制度とかけ離れた経営をしていると・・・

3. 報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債等に関する情報

	報告セグメント		
	日本	米国	欧州
売上高	10,100	9,500	300
営業利益	400	1,800	-
営業利益	1,500	11,300	300
営業利益	100	780	30
営業利益	800	9,400	200

管理会計上の
役員会資料などの金額

制度会計と管理会計で
整合性がとれない金額が
露出することを
忘れてはいけません

制度会計上の
連結財務諸表の金額

益	金額
セグメント計	780
その他	30
セグメント間取引消去	△15
退職給付費用の調整額	△90
その他の調整額	55
連結財務諸表の税金等調整前当期純利益	760

新セグメント会計基準とIFRS

IFRSの「比較可能性」は
「企業間比較」より「期間比較」

新セグメント会計基準は、
もともとIFRSへのコンバージェンスのために
改訂された

したがって新セグメント会計基準も
「企業間比較」より「期間比較」

したがって、
「企業間での比較可能性がなくなり、開示すべき情報として疑問がある」
という新基準への意見は、新基準を適切に理解していない証拠

新セグメント会計基準とIFRS

IFRSの「比較可能性」は
「企業間比較」、「期間間比較」

もと 最近の日本の新しい会計基準は ために
ほとんどIFRSの基本的な考え方
(概念フレームワーク)
の影響を受けている

したがって、
「企業間での比較可能性がなくなり、開示すべき情報として疑問がある」
という新基準への意見は、新基準を適切に理解していない証拠

IFRSsと日本基準の本質的違い

民間企業である限り・・・

「利潤追求」は企業の使命

期間損益が重要ならず

制度会計は「資産・負債中心」となる

期間損益は劣位となり、将来キャッシュフローが重要となる

今後の企業経営は・・・

「利潤追求」か「企業価値増大」か

御社はどちら？ 選択は自由

「企業価値増大」型の経営とは

「過去の情報」より
「将来キャッシュフロー」を重視する

したがって、「資産」「負債」も
過去の情報ではなく、
「将来のキャッシュフロー」として見る

「収益」「費用」は
「純資産」の増減（差額）でしかない

事業計画立案にあたって、
P / L よりも、B / S を先に策定する？

「企業価値増大」型の経営とは

2000年
会計ビッグバン

連結情報主体
となった後の
連結経営の
実態をみても
推測できる

結論

IFRS適用となっても

経営のありかたが

変わる可能性は低い

「より
ー」を重視する

「負債」も
なく、
ー」として見る

当面、
現実性が乏しい

あたって、
を先に策定する？

制度とかけ離れた経営をしていると・・・

3. 報告セグメントの利益（又は損失）、資産及び負債等に関する情報

	報告セグメント		
	日本	米国	欧州
売上高	10,100	9,500	300
営業利益	400	1,800	-
営業利益	1,500	11,300	300
営業利益	100	780	30
営業利益	800	9,400	200

管理会計上の
役員会資料などの金額

制度会計と管理会計で
整合性がとれない金額が
露出することを
忘れてはいけません

制度会計上の
連結財務諸表の金額

益	金額
セグメント計	780
その他	30
セグメント間取引消去	△15
退職給付費用の調整額	△90
その他の調整額	55
連結財務諸表の税金等調整前当期純利益	760

I F R S ・ 最近の日本基準は

投資家のための会計基準です

経営者の行動を予測するための・・・

日本の経営者は、これを
どこまで理解できるでしょうか？

ご清聴、ありがとうございました